

旅券法の一部を改正する法律案参照条文

○旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）

（一般旅券の発給の申請）

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上領事官（領事館の長をいう。以下同じ。）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

三 申請者の写真

四 渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類

五 前各号に掲げるものを除くほか、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

六 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣。以下この条において同じ。）が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第十一条の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務省令で定める場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 第一項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができる。

一 申請者の配偶者又は二親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者（当該申請者のために書類及び写真を提出することが適当でない者として外務省令で定めるものを除く。）

5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請しようとする者は、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県に出頭することを要しない。この場合において、同項第二号から第六号までに掲げる書類及び写真は、郵送その他の外務省令で定める方法により提出することができる。

（一般旅券の発行）

第五条 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外のすべての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

一 有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合

二 二十歳未満の者である場合

2 外務大臣又は領事官は、前条ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するとき、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録を行っていない一般旅券を発行するとき、又は第十三条第一項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するときは、前項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を十年（当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）未満とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、第一項の外務大臣が指定する地域へ渡航しようとする者が第三条の規定による発給の申請をする場合には、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が同項第二号に掲げる場合に該当するときは、五年）の一往復用の一般旅券を発行するものとする。ただし、外務大臣が適当と認めるときは、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）以下の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

（旅券の記載事項）

第六条 旅券には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 旅券の種類、番号、発行年月日及び有効期間満了の日
 - 二 旅券の名義人の氏名及び生年月日
 - 三 渡航先
 - 四 前三号に掲げるもののほか、外務省令で定める事項
- 2 （略）

（旅券の交付）

第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事

官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、第三条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣が当該申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。

2 前項の場合において、都道府県知事は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請した者に一般旅券を交付するに当たり、当該申請者が人違いでないことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これを立証する書類の提示又は提出を当該申請者に求めることができる。

3 第一項の場合において、病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人違いでないことが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる。

4 第五条の二の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が、当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。

(渡航先の追加)

第九条 第五条第二項又は第三項の規定に基づいて渡航先が個別に特定して記載された一般旅券の名義人は、当該一般旅券を使用して当該記載された渡航先以外の地域に渡航しようとする場合には、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券及び次に掲げる書類を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館に出頭の上領事官に提出して、渡航先の追加を申請しなければならない。

一 一般旅券渡航先追加申請書

二 渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

2・3 (略)

(記載事項に変更を生じた場合の発給又は訂正)

第十条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記載事項に変更を生じた場合には、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該一般旅券を返納の上、第三条の規定により新たに一般旅券の発給を申請するものとする。ただし、変更を生じた記載事項が名義人の氏名その他外務省令で定める事項であるときは、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券及び次に掲げる書類を、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館の領事官に提出して、当該記載事項の訂正を申請することができる。

一 一般旅券訂正申請書

二 記載事項に変更を生じた事実を立証する書類

2 公用旅券の記載事項に変更を生じた場合には、前条第二項の規定の適用がある場合を除き、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては当該公用旅券の名義人が最寄りの領事館の領事官に、遅滞なく、当該公用旅券を返納の上、第四条の規定により新たに公用旅券の発給を請求するものとする。

3 外務大臣又は領事官は、旅券の記載事項に変更を生じ、又は旅券の記載事項若しくは旅券に電磁的方法により記録された事項に誤りがあることを知った場合において特に必要と認めるときは、申請又は請求に基づかないで、当該旅券の名義人（公用旅券でその名義人が国内に在るものについては、各省各庁の長）に対し、当該旅券の返納を求めて新たに旅券を発行し、又はその提出を求めて当該記載事項を訂正することができる。

4 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項ただし書の申請について、第八条第一項の規定は当該申請に係る一般旅券及び前項の規定により発行され又は訂正された一般旅券の交付について、同条第四項の規定は前項の規定により発行され又は訂正された公用旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(一般旅券の発給をしない場合等の通知)

第十四条 外務大臣又は領事官は、前条の規定に基づき一般旅券の発給若しくは渡航先の追加をしないと決定したとき、又は第五条第二項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載し、若しくは有効期間を十年（一般旅券の発給の申請をする者が同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）未満とすると決定したとき（第四条の二ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するときを除く。）は、速やかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

(返納)

第十九条 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

一・二 (略)

三 錯誤に基づき、又は過失により旅券の発給、渡航先の追加、記載事項の訂正又は査証欄の増補をした場合

四・五 (略)

256 (略)

(手数料)

第二十条 国内において次の各号に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、当該各号に定める額の手数を国に納付しなければならない。

一 第五条第一項本文の一般旅券の発給 一万四千元

二 第五条第一項ただし書の一般旅券の発給 九千円（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、

四千円)

三 前二号に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給 四千円

四 (略)

五 一般旅券の記載事項の訂正 七百元

六・七 (略)

2 都道府県は、国内において前項第一号から第六号までに掲げる処分の申請をする者から条例で定めるところにより手数料を徴収することができる。この場合において、都道府県は、都道府県における当該事務に要する実費を勘案して政令で定める額を標準として、当該手数料の額を定めなければならない。

3 第一項第一号から第六号までに掲げる処分の申請をする者が、第三条第一項ただし書(第九条第三項、第十条第四項又は第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により直接外務大臣に申請する場合には、当該各号に定める額に政令で定める額を加えた額の手数を、国に納付しなければならない。

4 (略)

5 一般旅券の記載事項の訂正又は発給を必要とする原因が関係官庁の過失によつて生じた場合には、前各項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

6 (略)

(事務の区分)

第二十一条の三 第三条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項及び第三項、第十条第一項ただし書及び第四項、第十二条第一項及び第三項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

2
3
9
(略)

略

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

百六十七号)

(都道府県知事の事務)

2
(略)

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4
10
(略)

(都道府県における本人確認情報等の利用)

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 四
(略)

2
4
(略)

別表第一（第三十条の七関係）

四十一 外務省

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の八関係）

一 五
(略)

六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載

事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて
 総務省令で定めるもの
 七十三四 (略)

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) (抄)

(適用除外)

第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下
 欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。

別表 (第七条関係)

旅券法 (昭和二十六年法律第二百六十七号)	第三条第一項 (都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。)、 第四条第一項 (領事官に対する請求に係る部分に限る。)、 第九条第一項及び第二項 (同条第二項については、領事官に対する請求に係る部分に限る。)、 第十条第一項ただし書 (都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。)、 第十二条第一項 (都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。) 及び第二項 (領事官に対する請求に係る部分に限る。) 並びに第十九条の三第二項	第三条
第八条第一項及び第四項 (これらの規定を第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。) 並びに第十九条の三第三項	第四条	

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）（抄）

（一般旅券の発行に関する特例）

第二条 外務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の被災者であつてその居住する住宅が滅失し、又は損壊した者として政令で定めるものが、発給を受けた一般旅券であつて同日において現に有効なものを当該災害により紛失し、又は焼失した場合において、同日から平成二十五年三月三十一日までの間に国内において当該一般旅券（以下この項及び次項において「紛失旅券」という。）につき旅券法第十七条第一項から第三項までの規定による届出をし、かつ、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に国内において旅券法第三条の規定による発給の申請をするときは、同法第五条第一項の規定にかかわらず、月を単位とする五年以内の期間であつてその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする一般旅券を発行することができる。

2 外務大臣又は旅券法第三条第一項に規定する領事官は、前項の規定により発行された一般旅券であつて五年を有効期間とするものの有効期間満了の日が当該一般旅券の発給を受けた被災者に係る紛失旅券の有効期間満了の日より一月以上前である場合において、当該被災者が同法第十一条第一号の規定に基づき同法第三条の規定による発給の申請をするとき又は当該一般旅券の有効期間が満了した後同条の規定による発給の申請をするときは、同法第五条第一項の規定にかかわらず、月を単位とする期間であつてその満了の日が当該紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする一般旅券を発行することができる。

3 前二項の規定により発行される一般旅券（以下「震災特例旅券」という。）は、前二項の申請をする者が震災特例旅券の発給を受けようとする旨を旅券法第三条第一項第一号の一般旅券発給申請書に記載して申請する場合に限り、発行することができる。

4 外務大臣が行う震災特例旅券の発行に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。